

平成27(2015)年9月に開催された国連サミットにおいて、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) が採択されました。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境を巡る広範な課題に取り組むため、「気候変動への具体的な対策」など17のゴールと169のターゲットが示されています。

SDGsの多くのゴールが環境施策と関連があります。「県内の主な取組」においては各取組に関連のあるSDGsの主なゴール・ターゲットを明示しています。

<SDGs 17のゴール> (第四次福岡県環境総合基本計画 P88, 89 から)

 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	国内および国家間の不平等を是正する
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	都市と人間の居住地を包摂的 ¹⁾ 、安全、レジリエント ⁵⁾ かつ持続可能にする
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人々に包摂的 ¹⁾ かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 <p>5 ジェンダー平等を促進しよう</p>	ジェンダーの平等 ²⁾ を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント ³⁾ を図る	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発に向けて平和で包摂的 ¹⁾ な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的 ¹⁾ な制度を構築する
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	すべての人々のための持続的、包摂的 ¹⁾ かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク ⁴⁾ を推進する	 <p>17 パートナリープで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ ⁶⁾ を活性化する
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	レジリエント ⁵⁾ なインフラを整備し、包摂的 ¹⁾ で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		

【SDGs関連用語の説明】

- 1) 包摂的 … 誰一人取り残されることなく、世界の構成員の一人ひとりが社会のシステムに参画できること。
- 2) ジェンダー平等 … 男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃することをジェンダー平等という。
- 3) エンパワーメント … 関係者に権限の付与や各種支援を行い、目標の達成のための自律的な行動を促すこと。
- 4) ディーセント・ワーク … 働きがいのある人間らしい仕事
- 5) レジリエンス … 強靭さ、抵抗力、耐久力、回復力、復元力などと訳され、災害などの外的なストレスに対してしなやかに対応し得る能力を指す。
- 6) パートナリープ … 協力関係、協働体制、連携の仕組み

1 エコファミリー応援事業（家庭における省エネ・省資源の取組促進）

環境保全課

福岡県内の二酸化炭素排出量は、生活に関連深い家庭や事業所等の民生部門、自動車等の運輸部門からの排出が4割強となっています。

このことから、本県では、家庭や事業所における二酸化炭素排出量を削減するため、さまざまな施策を展開しています。

その一つに、省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組む県民の皆様をエコファミリーとして募集し、登録した方にさまざまな特典を用意して県民の取組を応援する「エコファミリー応援事業」を平成18（2006）年度から実施しています。

令和2（2020）年3月には、スマートフォンアプリ「ふくおかエコファミリー応援アプリ（エコふあみ）」の運用を開始しました。このアプリでは、個人情報不要で簡単にエコファミリーに登録できるようになりました。また、協賛店で割引等が受けられるパスポートを取得できるほか、エコ活動に取り組んでポイントを貯めると、抽選でプ

レゼントがもらえるくじを引くことができるなど、楽しみながら地球環境にやさしい活動に参加できます。

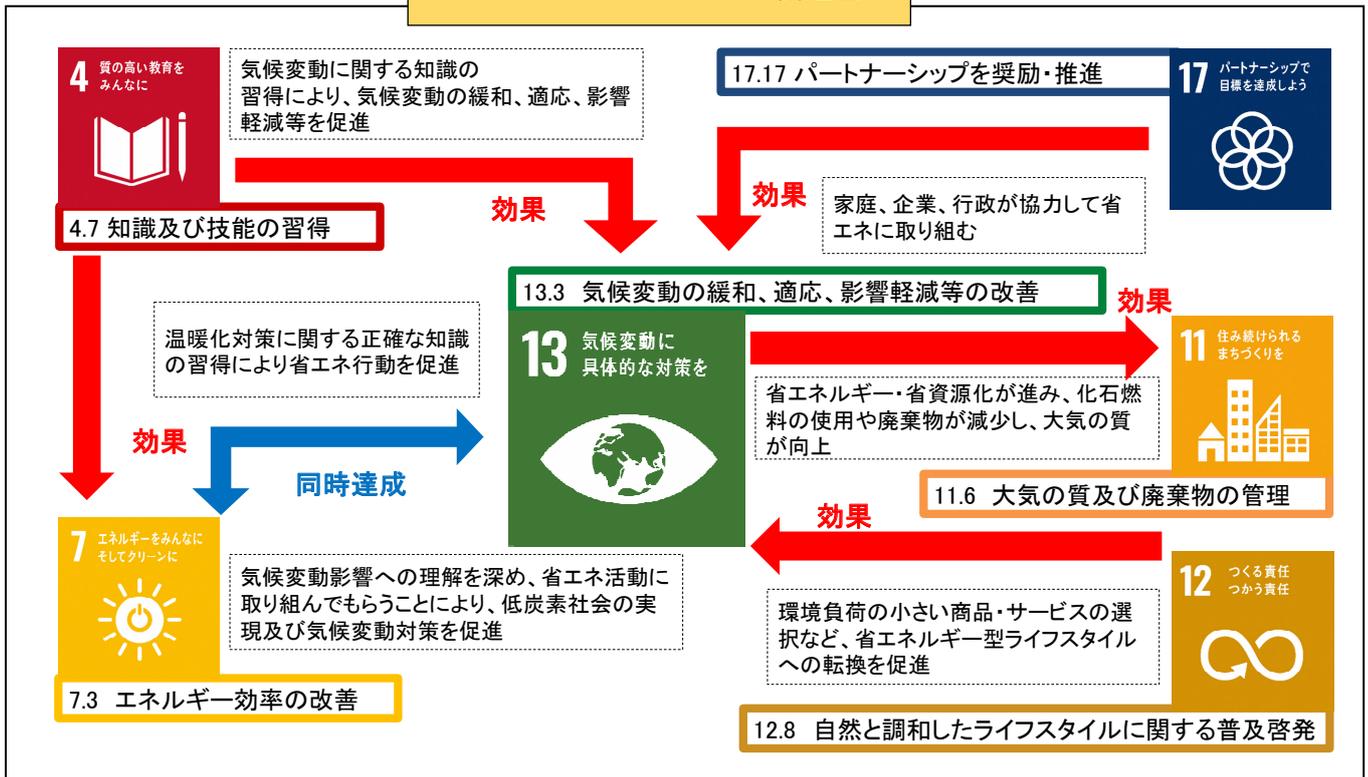
3（2021）年度からは、福岡県民だけでなく、九州7県でこのアプリが利用できるように、その対象を拡大する予定です。

この事業により、県民の地球温暖化防止に向けた意識の醸成と行動の促進を図っています。

エコふあみアプリ チラシ



SDGs ゴール・ターゲット関連図



2 福岡県気候変動適応センターの取組

環境保全課

近年、豪雨災害や熱中症の増加、農作物の品質低下、生態系の変化など、地球温暖化による気候変動の影響は、県内でもすでに現れ始めており、県民の皆さんの関心も高まってきています。

こうした中、福岡県では、「気候変動適応法」(平成30(2018)年12月施行)に基づき、気候変動に関する情報の収集・発信拠点となる「福岡県気候変動適応センター」を令和元(2019)年8月、福岡県保健環境研究所に設置しました。



福岡県気候変動適応センター 啓発パンフレット

1 福岡県気候変動適応センター

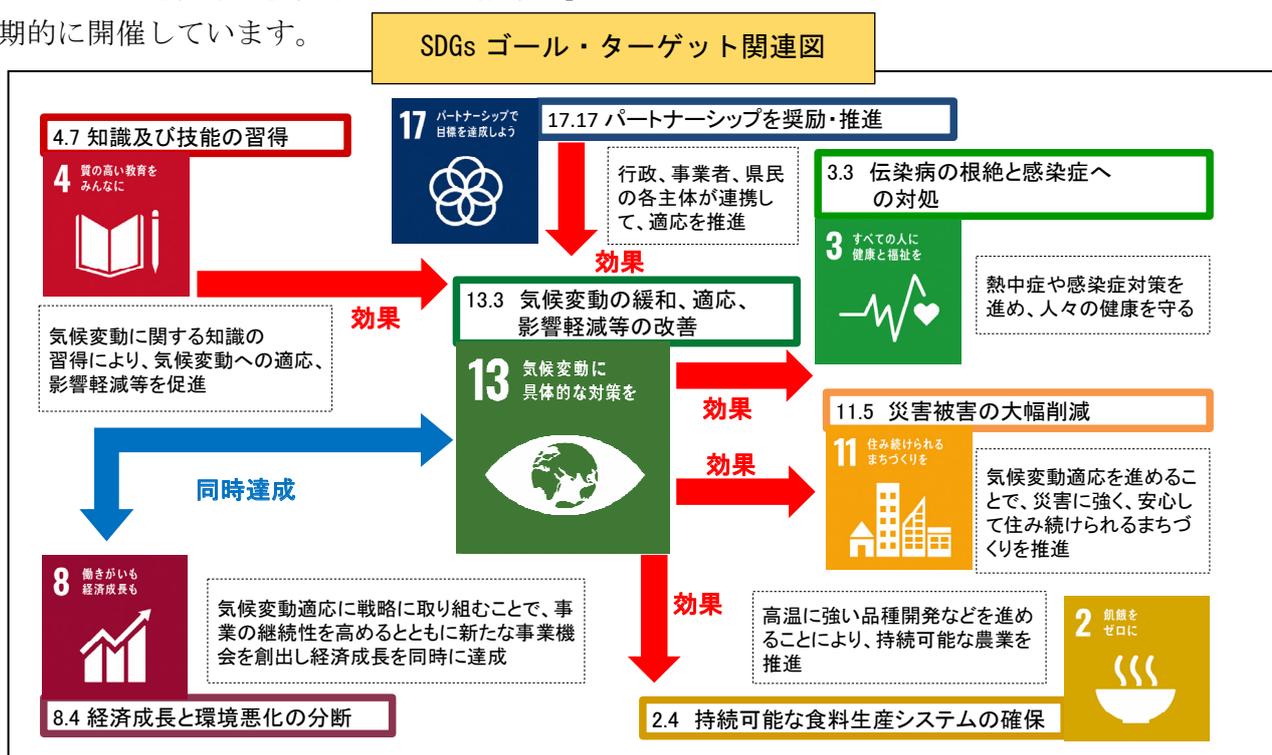
センターでは、福岡管区気象台や国立環境研究所と連携して、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析して、自然災害や健康、農林水産業などの分野別に取りまとめて発信し、市町村・事業者・県民といった各主体による適応の取組を支援していきます。

また、気候変動の影響や適応策について関係機関で情報を共有するとともに、気象台や専門家からの助言を得て、県内における気候変動適応の推進を図るため「福岡県気候変動適応推進協議会」を定期的に開催しています。

2 情報発信機能の強化

2(2020)年度は、センターで収集・整理・分析した県内の気候変動やその影響、適応策の事例に関する情報を、目的に応じて、分野別・地域別・主体別に検索でき、地域や場所を示すことが可能な情報については、ホームページの地図上に表示できる機能(GISを活用した情報発信)を持つ「情報検索システム」を整備する予定です。

システムの整備により、市町村、事業者、県民の皆様に対し、気候変動影響及びその適応策についての各種情報を広く提供していきます。



3 分散型エネルギーの普及に向けた取組

総合政策課エネルギー政策室

太陽光や風力、水力等の再生可能エネルギーは、発電時や熱利用時に温室効果ガスである二酸化炭素をほとんど排出しないため、地域資源を活用した低炭素の国産エネルギー源として、また災害時にも利用可能なエネルギー源として、コージェネレーションシステムと合わせ、積極的に導入していくことが求められています。

本県では、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの利用を県内各地に拡げるため、市町村等によるエネルギー利用モデルの構築に資する可能性調査や設備導入事業に対する支援を行ってきました。

平成 28 (2016) 年度まで実施の設備導入事業では、公共施設(避難所等)への太陽光発電設備の導入や県営瑞梅寺ダム(糸島市)・藤波ダム(うきは市)の放流水を活用した小水力発電設備導入等が行われ、可能性調査事業では、調査結果を基にみやま市においてバイオマスセンターが建設される等、県内 32 市町村において本事業を活用した取組が実施されています。

また、30 (2018) 年度からは「地域エネルギープランニングサポート事業」を実施しています。これは、県内の市町村に地域エネルギーの活用方

法から導入手法の検討まで総合的な支援を行うことで、県内全域で、地域の特性を活かした多様な再生可能エネルギーをはじめとした分散型エネルギーの導入を促進しようとするものです。

今後も市町村や事業者による再生可能エネルギーの導入等を促すための環境整備に取り組み、「多様なエネルギーを確保し効率的に利用する社会の実現」を目指していきます。

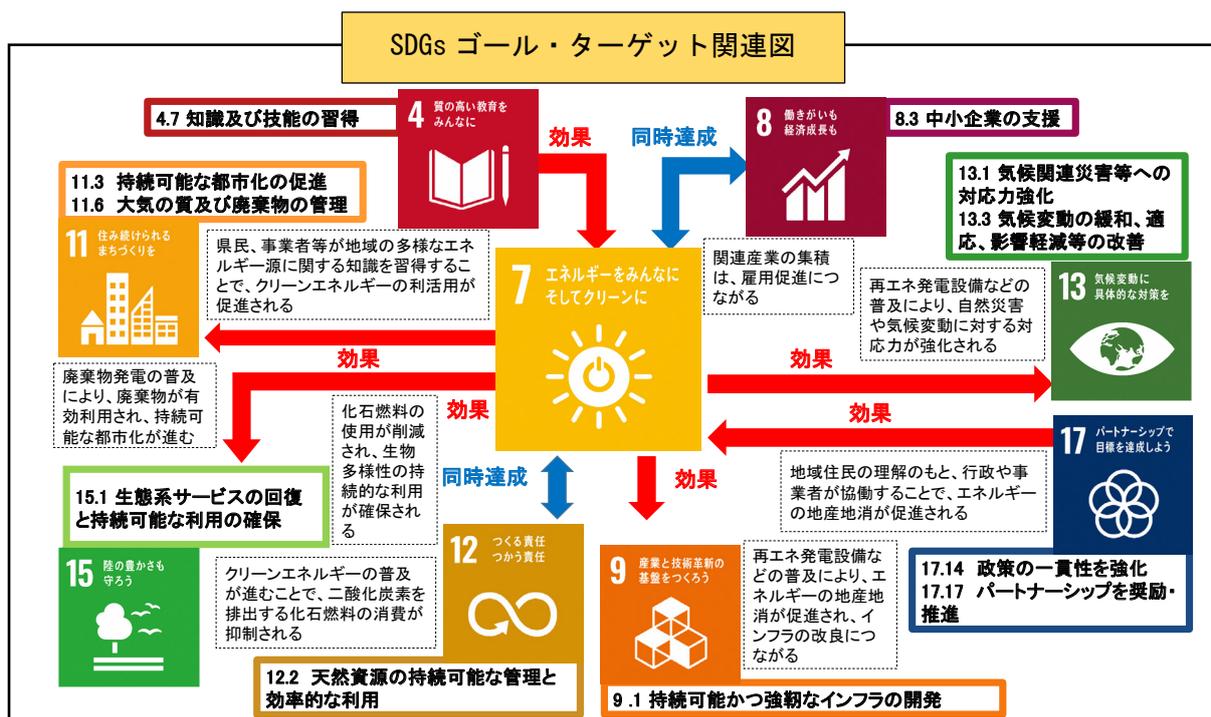
エネルギー利用モデル構築促進事業を活用した取組



瑞梅寺ダム小水力発電所発電設備



みやま市バイオマスセンター「ルフラン」
(30 (2018) 年 12 月運転開始)



4 エネルギーの地産地消の推進

総合政策課エネルギー政策室・新産業振興課

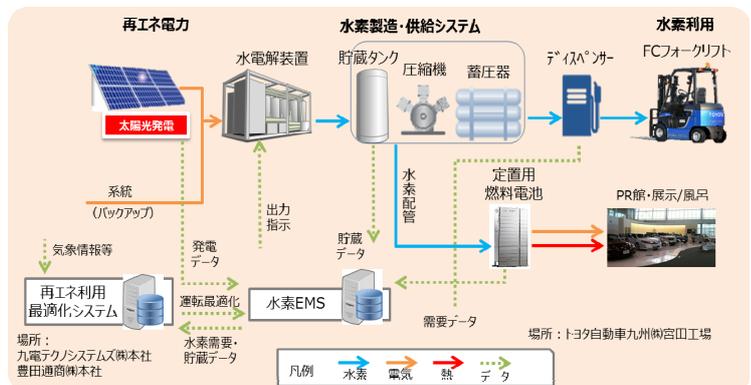
東日本大震災後、従来の大規模集中電源に依存した硬直的なエネルギー供給システムを脱却するとともに、急速に普及している再生可能エネルギーをはじめとした分散型エネルギー（電気、熱など）を安定的かつ有効に利用していくため、地域に存在する分散型エネルギーを地域内で効率的に活用する「エネルギーの地産地消」の取組が進められています。

再生可能エネルギーは天候により出力が変動する不安定な電源であるため、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては出力制御を回避するための電力貯蔵設備が必要になります。その役割として注目を集めているのが“水素”です。水素は大規模かつ長期間の貯蔵が可能という利便性やエネルギー効率が高いことに加え、利用時には水しか排出しない環境に優しいエネルギーです。

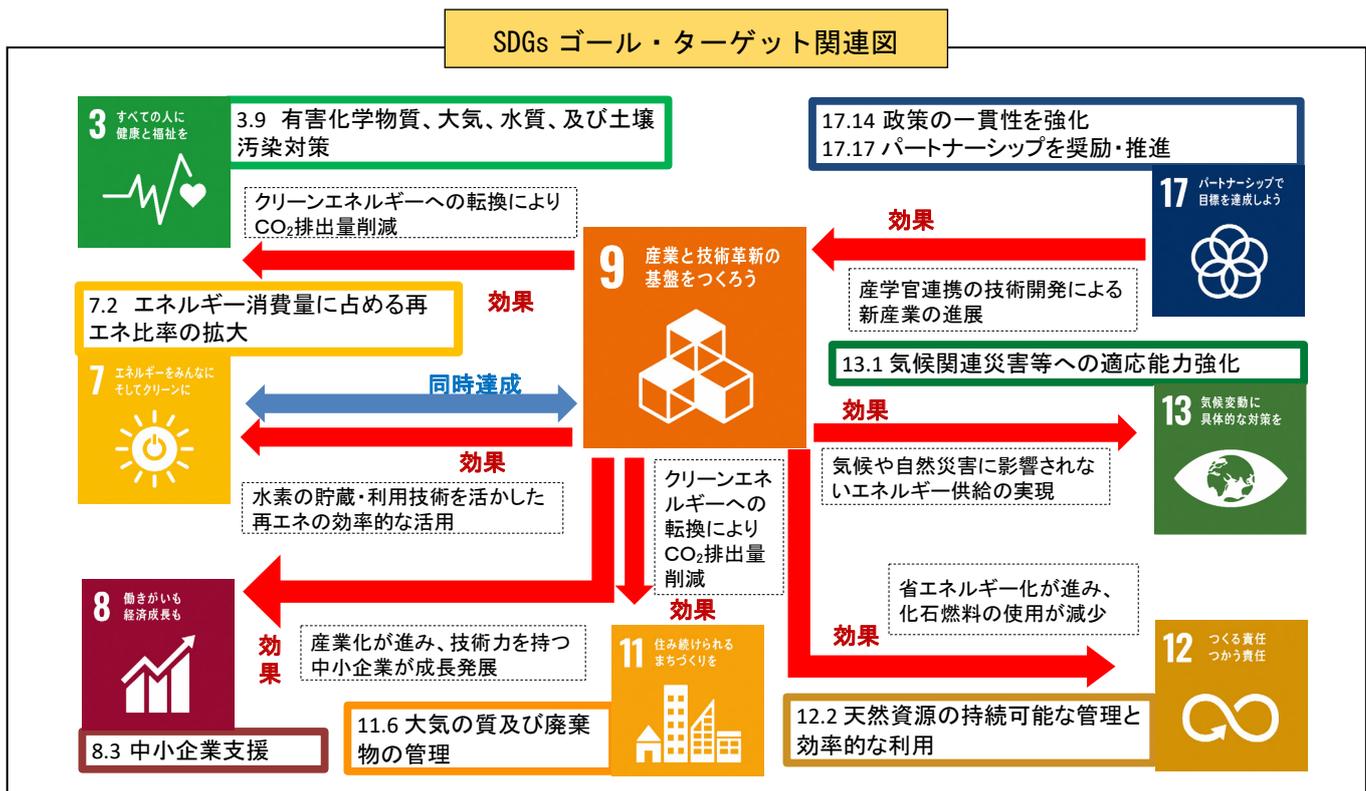
このような水素の特性を活かして、本県では、経済産業省の補助金を活用し、トヨタ自動車九州(株)等とともに、エネルギーを有効活用する事業に取り組んでいます。

まず、太陽光から作った電力を使い、水を電気分解し水素を製造し、その水素で燃料電池フォークリフトを稼働させ、また定置用燃料電池から発生する電力と熱を展示施設の照明やお風呂に活用しています。

この事業では、系統電力の使用量が削減され、従来の電動フォークリフト等を利用した場合と比較して、約5割の二酸化炭素が削減される見込みであり、温室効果ガスの排出削減が期待されています。



トヨタ自動車九州(株)宮田工場における地産地消型再生可能エネルギー



5 食品ロス削減推進事業

循環型社会推進課

我が国では、食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）が生産・流通・小売・消費の各過程で発生しており、その量は全国で年間 612 万トン（事業系 328 万トン、家庭系 284 万トン）になります。

本県は、小売業に向けた取組の一つとして、飲食店や宿泊施設、食料品小売店を対象に「福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊）」への登録を募集しています。

食べもの余らせん隊では、料理提供量の調整や食べ残し削減の声かけ、ばら売り・少量パック等による食料品販売、閉店間際等の割引販売といった食品ロス削減の取組を実践する店舗を協力店として登録し、食品ロス削減に取り組む環境に優しい店舗として県ホームページ等に掲載して紹介しています。

また、この取組は北九州市・福岡市とも連携して進めており、北九州市内の飲食店等は北九州市の「残しま宣言応援店」として、福岡市内の飲食店等は福岡市の「福岡エコ運動協力店」としても登録される仕組みとなっています。

令和2（2020）年度からは、食べもの余らせん隊の更なる登録促進及び認知度向上を目的として、民間の食品ロス削減アプリを活用した連携事業に協力いただける企業の募集を行い、その第1号として、フードシェアリングサービスTABETEを運営する(株)コー

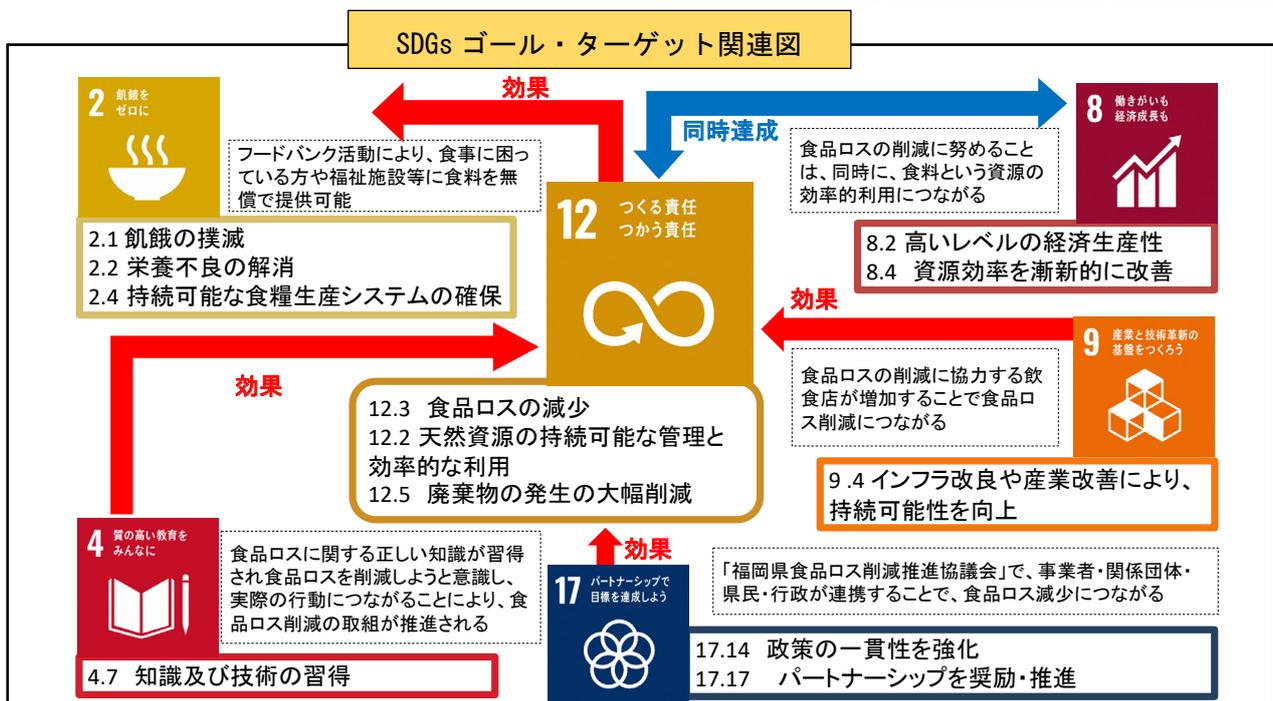
ッキングと協定を締結し、連携事業を開始しました。

その他、本県では、宴会時の食べ残しを減らすさんまる・いちまる30・10運動の推進、フードバンク活動の活動支援、小学生を対象とした啓発資材（カードゲーム）の作成などの取組を実施しています。

「食べもの余らせん隊」登録店配布ステッカー



「30・10運動」



6 プラスチック資源循環促進事業

循環型社会推進課

世界全体では、毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出し、このままでは2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えると試算している報告があります。

また、令和元(2019)年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに追加的な海洋プラスチックごみ汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が採択されています。

県では、プラスチックの資源循環を促進するため以下の取組みを実施しています。

1 ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク

ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用削減等を県全体で進めるために、令和2(2020)年7月に業界団体、消費者団体、学識経験者、行政等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置しています。ネットワークでは、プラスチックごみ削減を県全体で促進していくため、取組の方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定しました。

また、プラスチックごみ削減に取り組む事業者の登録制度「ふくおかプラごみ削減協力店」を創設するとともに、県民や事業者の取組を促進する

「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施しています。

2 使用済みプラスチックのリサイクル施設整備に対する助成

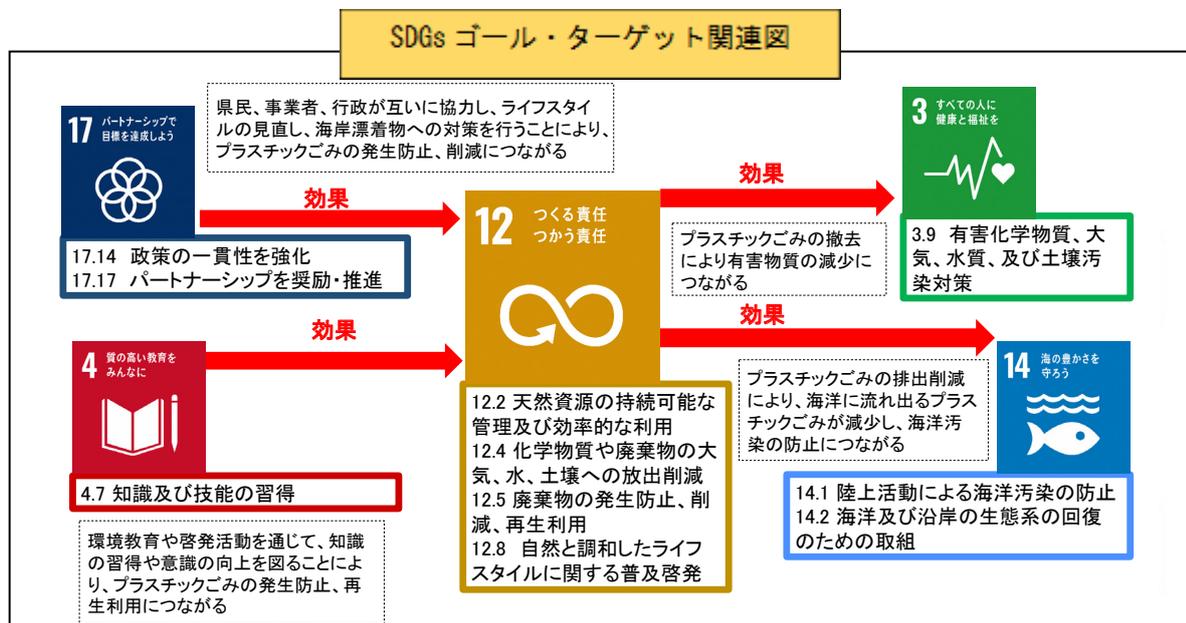
使用済みプラスチックのリサイクルを行う施設の整備のうち、光学式センサーを用いて樹脂の種類別に分別するなど、高度で先進性のある施設を整備する事業者に対する助成を行っています。

3 自動車内装材等の再資源化スキームの構築

自動車のプラスチック類の再資源化の向上を目指し、自動車の整備・解体業者、処理業者、プラスチックの再生・利用事業者などが連携して、県内における自動車内装材等の効果的な回収・マテリアルリサイクルスキームの構築に取り組んでいます。



プラスチックごみ削減ロゴマーク



7 リサイクル総合研究事業化センターの最新の取組

循環型社会推進課

本県が平成13(2001)年に設立した福岡県リサイクル総合研究事業化センターでは、産学官民による共同研究開発の支援や地域展開に向けた事業化支援、環境・リサイクル情報の発信を行っています。

本センターによる最新の取組を紹介します。

1 金属スラッジから電磁波吸収体として利用できるフィラー(充填剤)を開発

金属加工工程の切削加工で発生する微細な切削屑(金属スラッジ)は、これまで、産業廃棄物として処理されてきました。

本センターが、(株)明菱と九州工業大学の共同研究を支援した結果、金属スラッジから抽出した金属微粒子に酸化還元等の処理を加えて粉末精製したものを、樹脂と混合することで、新たな機能性を付与することができました。

最終的に製品化されたフィラー(充填剤)は、透磁率が高く絶縁性を有するため、次世代5G対応型スマートフォン用や高周波(GHz)用の電磁波吸収体などとしての商品展開も期待できます。

金属スラッジ(切削屑)



金属微粒子フィラー



2 フードバンク活動支援システムを開発

県内の一部の非営利団体により、福祉施設等へ食品を無償で提供するフードバンク活動が行われていますが、食品メーカー等の企業に安心して食品を提供してもらうためには、食品のトレーサビリティの確保が課題でした。

本センターは、企業等から提供された食品がフードバンク団体を通じて利用者に渡るまでのプロセスに関する情報を電子データとして保持・共有する「フードバンク活動支援システム」を開発しました。

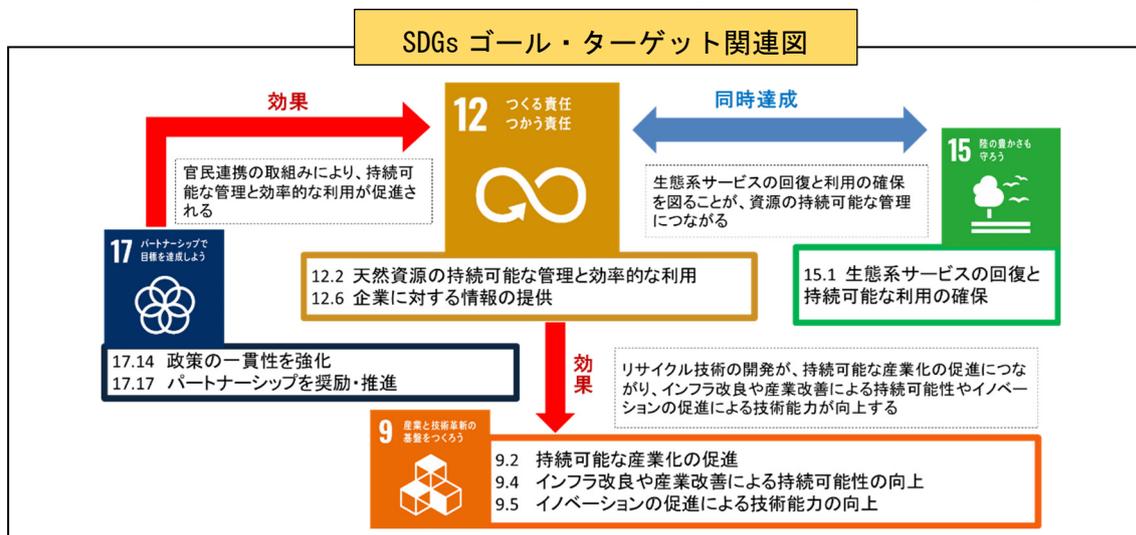
本システムの利用により、フードバンク活動の信頼性が向上し、更なる普及・促進につながることを期待されます。

3 産学官民連携のプラットフォーム「ふくおか3Rメンバーズ」を設立

本センターを中心とした従来のネットワークを拡大・強化し、異業種間交流を促進することにより、互いに連携して資源の消費抑制と循環利用に取り組むため、令和2年1月に「ふくおか3Rメンバーズ」を設立しました。

ふくおか3Rメンバーズでは、3RやSDGsに係る国や企業等の最新情報の提供や、会員同士の交流会の開催等を通じて、3Rに係る新規事業の創出、共同研究やビジネスパートナー探しを支援しています。

(<https://www.recycle-ken.or.jp/memberships>)



8 海岸漂着物対策

廃棄物対策課

本県は、玄界灘、周防灘及び有明海によって三方を海に囲まれており、海岸線の総延長は約672.7kmを有しています。

海岸は陸と海が接し、砂浜、岩礁、干潟など多種多様な生物が生息・生育する貴重な場となっているほか、漁業活動や港として利用されるなど重要な役割も果たしています。

しかしながら、近年、本県の海岸にも国内や周辺の国から大量の漂着物が押し寄せています。

そのため、平成24(2012)年に「海岸漂着物処理推進法」に基づき「福岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定(28(2016)年改訂)し、県内の海岸の良好な景観、多様な生物の保全、生活環境の確保等総合的な海岸環境の保全を図っています。

具体的には、国の「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用して、港湾や漁港など海岸における漂着ごみの回収・処理を行っているほか、海岸漂着ごみの発生抑制に向けた取組を行っています。

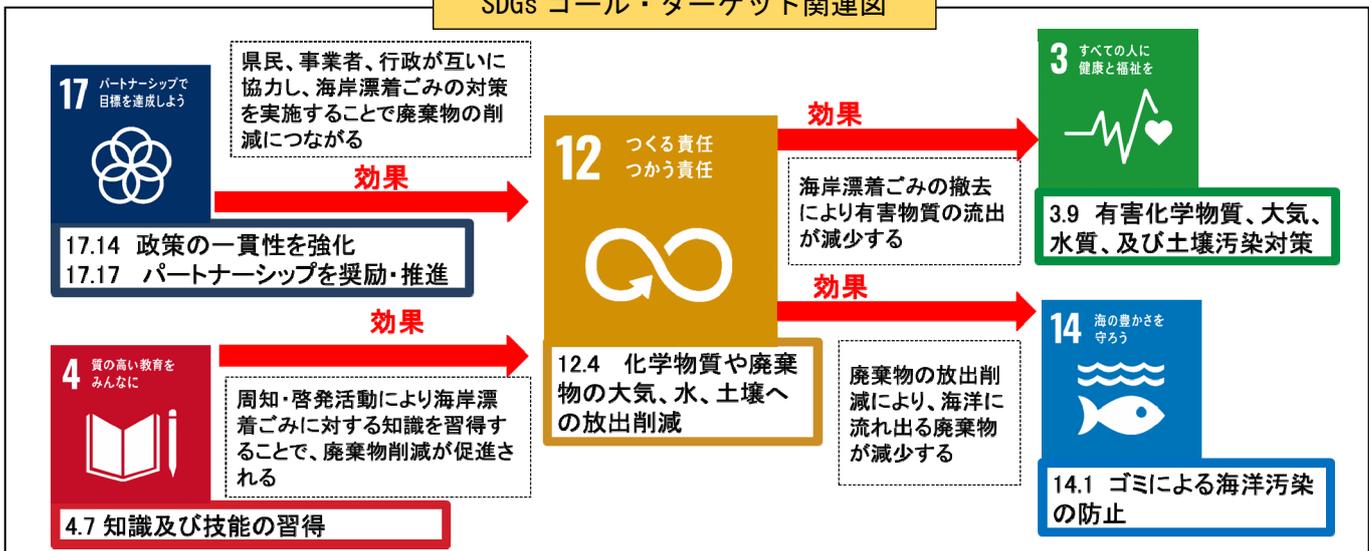
発生抑制の取組としては、ポスターやチラシを作成・配布しているほか、27(2015)年度からは、チームでゴミを拾い、ごみの種類や量でポイントを競う「スポーツGOMI拾い」として、地元自治体や住民の方等と協力して海岸清掃活動を行うなど、海岸環境の保全に努めるとともに、海岸漂着ごみの発生抑制に向けた啓発活動を行っています。



海岸漂着物啓発ポスター

また、これらの取組に加えて、令和元(2019)年度から県と海岸を有する全ての市町で構成する「海岸漂着物等対策推進連絡会議」を立ち上げ、海岸漂着ごみの回収に係る課題や対策について協議を行っているほか、2(2020)年度からは、漂着ごみの組成、存在量及びそれらの経年変化を把握するために、漂着ごみ組成調査を実施することとしています。

SDGs ゴール・ターゲット関連図



9 環境影響評価（環境アセスメント）制度の取組

自然環境課

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、環境に大きな影響を与える可能性のある一定規模以上の事業を実施するに当たり、その影響について、あらかじめ事業者自らが、調査・予測・評価を行い、住民や行政などから広く意見を聴くことにより、環境保全の観点からより良い事業計画にしていけるための制度です。

平成11（1999）年6月に施行された環境影響評価法（以下「法」という。）は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を対象としています。また、福岡県環境影響評価条例（以下「条例」という。）は、規模が法の対象規模に満たない事業や法が対象としない事業であって一定規模以上のものを対象としています。

近年、太陽光発電事業などの再生可能エネルギーについては、長期安定的な主力電源として、大量導入に向けた取組を推進することとされています。

一方で、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響などの問題が生じている事例があります。

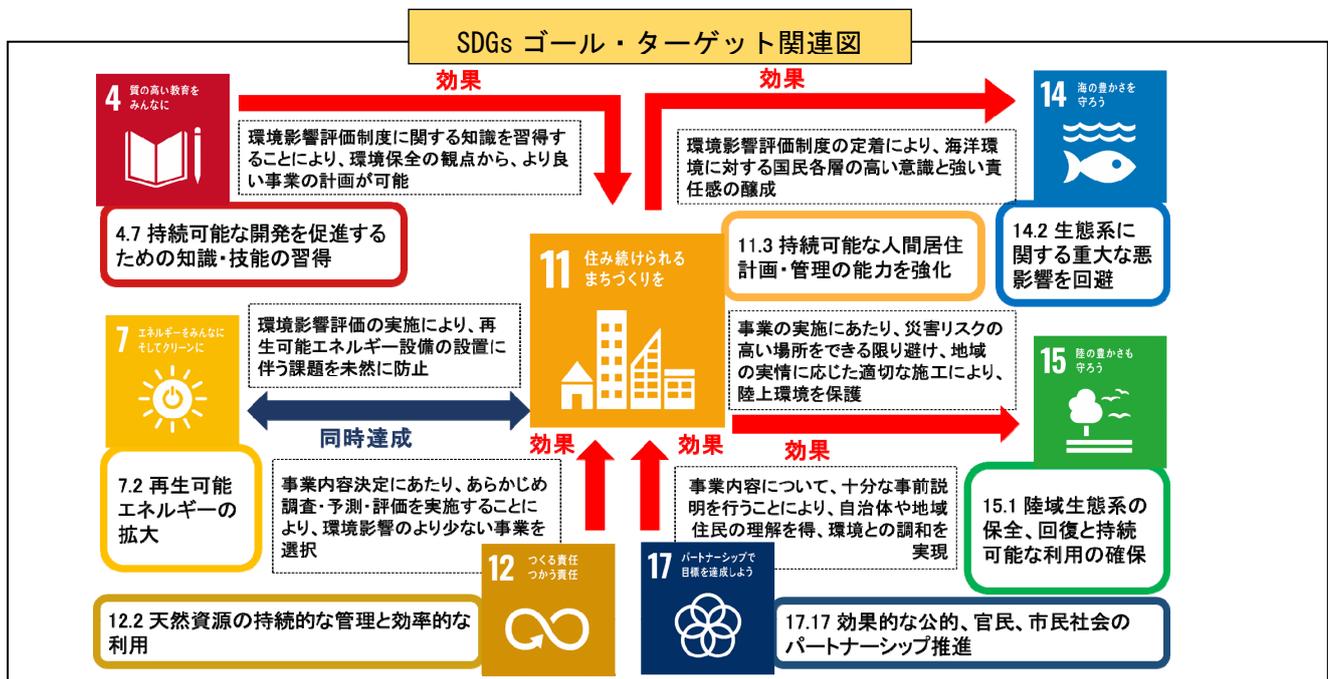
そこで、国では、新たに生じた様々な課題に対応するため、令和2（2020）年4月から太陽光発電

事業（3万kW以上）を法の対象としました。本県でも、環境影響評価制度が法と条例の一体的な運用により形成されていることから、2（2020）年7月から太陽光発電事業（50ha以上）を条例の対象としたところです。

太陽光などの再生可能エネルギーによる発電事業については、事業者において、法と条例の手続に則り、さまざまな意見を取り入れた透明性の高い環境影響評価を実施することにより、周辺住民の理解を得るとともに、自然環境や地域への影響について配慮がなされることが重要です。



参考写真提供：芝浦グループホールディングス株式会社



10 世界遺産の環境を守る取組（守り伝える活動認定制度）

文化振興課世界遺産室

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、平成29年（2017）に世界遺産に登録されました。この遺産群は、宗像市と福津市にある8つの構成資産（沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮、新原・奴山古墳群）からなります。これらの構成資産が紡ぎだす物語が高く評価され、世界遺産となりました。

その価値には大きく2つのポイントがあります。1つは、沖ノ島から出土した奉獻品（現在は「国宝」に指定）が示す多様な来歴（当時の日本国内のものだけでなく、朝鮮半島や中国大陸、ペルシア由来の奉獻品が見つっています）が、海を介した古代の国家間交流を表しているということ。もう1つは、九州本土から約60km離れた「神宿る島」沖ノ島に対する信仰が、約1600年前から現在まで継続しているということです。このように、海との関係が深い本遺産群では、海を含む広大な範囲が、世界遺産として守るべき範囲（緩衝地帯）として設定されています。

しかし、当該地域における海岸部分においては、海流の影響等による海ごみの散乱が常態化しています。そのため、地元団体や企業の方々によって、海岸清掃を中心とした本遺産群の価値を守り伝える

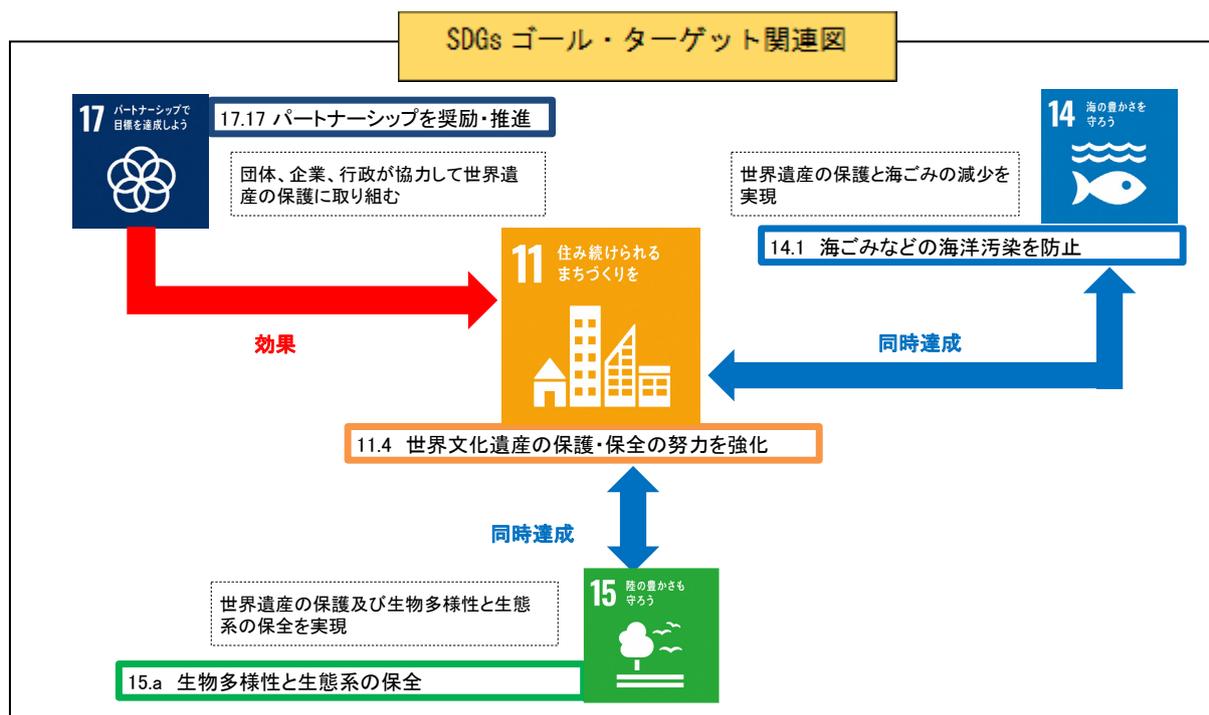


宗像大社沖津宮遙拝所（宗像市大島）周辺での清掃活動

ための活動が継続的に行われています。

それらの活動の輪を広げるため、福岡県世界遺産室が事務局を務める「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（福岡県、宗像市、福津市、宗像大社）では、海岸清掃などの本遺産群の保存活用に資するボランティア活動を“守り伝える活動”として認定し、告知や活動紹介などを行っています。

本遺産群の構成資産と広大な海を含む周辺環境を保全し、未来に継承するためには、多くの方々の力が必要です。これからも“守り伝える活動”の輪を広げる取組を継続していきます。



1.1 希少野生動植物種の保護に関する条例の公布

自然環境課

条例の概要

- 県の責務**：野生動植物の状況を把握し、総合的な施策を策定・実施する
- 事業者の責務**：事業活動に伴って生じる希少種への負荷を低減する措置を講じるとともに、県や市町村の施策に協力する
- 県民等の責務**：希少種の保護に自ら努め、県や市町村の施策に協力する
- 指定種に係る規制**：指定種の捕獲・所持・譲渡し等、販売目的の陳列又は広告を禁止する
- 生息地等に係る規制**：指定種の生息・生育環境の保護が特に必要な区域を指定し、許可や届出が必要な区域として規制する
- 罰則**：捕獲・所持の禁止等の規定に違反した場合に、罰則を適用する（最高：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- 所持の届出義務**：条例適用前に捕獲・所持している指定種について、県への届出を義務付ける

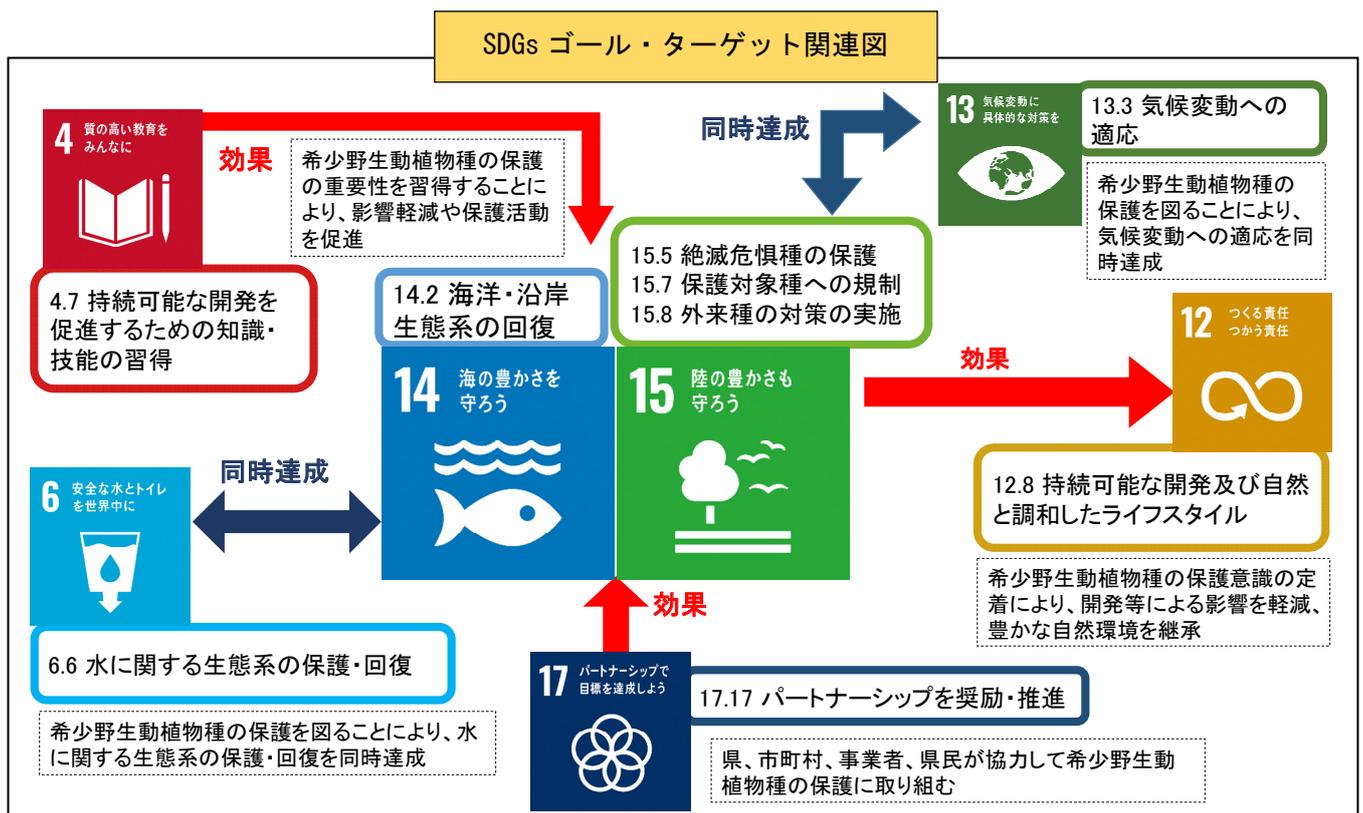
※指定種：希少種のうち特に保護を図る必要があるとして条例に基づき指定するもの

本県では、県レッドデータブックによる啓発や環境影響評価制度等、既存制度の活用等により、県内に生息・生育する希少野生動植物種（以下「希少種」という。）の保護に努めてきました。

しかし、レッドデータブックに掲載されている希少種に対する採取・捕獲等の規制がないこと、環境影響評価制度において小規模な工事は制度の対象とならないことなど、既存の取組みだけでは、希少種保護の徹底が困難な状況にあります。

そのため、令和2（2020）年10月に「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を公布しました。

県、市町村、事業者、県民の皆様と一体となって、希少種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目指します。



1.2 アジア諸地域との環境協力の推進

環境政策課

本県では、経済発展が進むアジア諸地域の環境問題の解決に貢献するため、アジア諸地域との環境協力を推進しています。

1 大気汚染対策への協力（インド・デリー準州）

平成30（2018）年、本県とインド・デリー準州が締結している友好提携の覚書の更新時に、これまでの環境分野への協力に加え、インドで深刻な問題となっている大気汚染への協力が明記されました。

これに伴い、令和元（2019）年は、デリー準州の大気汚染対策の現状や課題を確認し、本県との大気汚染協力事業を検討するための基礎調査を実施しました。引き続き、協力事業の構築に向けて協議を進めていきます。

覚書更新の様子



2 福岡方式（準好気性埋立方式）廃棄物最終処分場導入ガイドの作成

本県は、ベトナム・タイにおいて福岡方式処分場の整備に係る支援を実施しており、それらの事例と成果を取り入れた「福岡方式廃棄物最終処分場導入ガイド」を作成しました。

当ガイドを活用することで、海外の自治体等の担当者が福岡方式のメリットや導入、運営プロセス等について独力で理解するための一助になるとともに、福岡方式導入を意思決定するきっかけとなり、福岡方式処分場の効率的な普及展開が期待されます。

福岡方式最終処分場導入ガイド（表紙）



SDGs ゴール・ターゲット関連図



1.3 F C V普及と水素ステーション整備の一体的な推進

新産業振興課自動車産業振興室

F C V (Fuel Cell Vehicle) は、水素と酸素の化学反応によって発電した電気でモーターを回して走る自動車です。走行時に発生するのは水のみで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素や大気汚染の原因となる物質を排出しません。また、長時間の充電が必要な電気自動車と違い、短時間で燃料充填が可能で、航続可能距離も長いのが特徴です。

このF C Vを広く普及させるため、県内自治体、企業等に対する導入の働きかけを行うほか、県公用車を活用して、県内や九州各地で展示や試乗会を行う「F C Vキャラバン」を実施し、認知度の向上を図っています。令和元（2019）年度は、県内4地域（北九州、福岡、筑豊、筑後）で21回（延べ28日）実施し、909名の方に試乗していただきました。

2（2020）年度は、九州・山口全県で同様の取組を行う「九州・山口F C Vキャラバン」を各県と連携して実施する予定です。

また、F C Vの普及には水素ステーションの整備が必要です。本県では候補地の紹介から地権者との交渉まで一貫したサポートを行うほか、

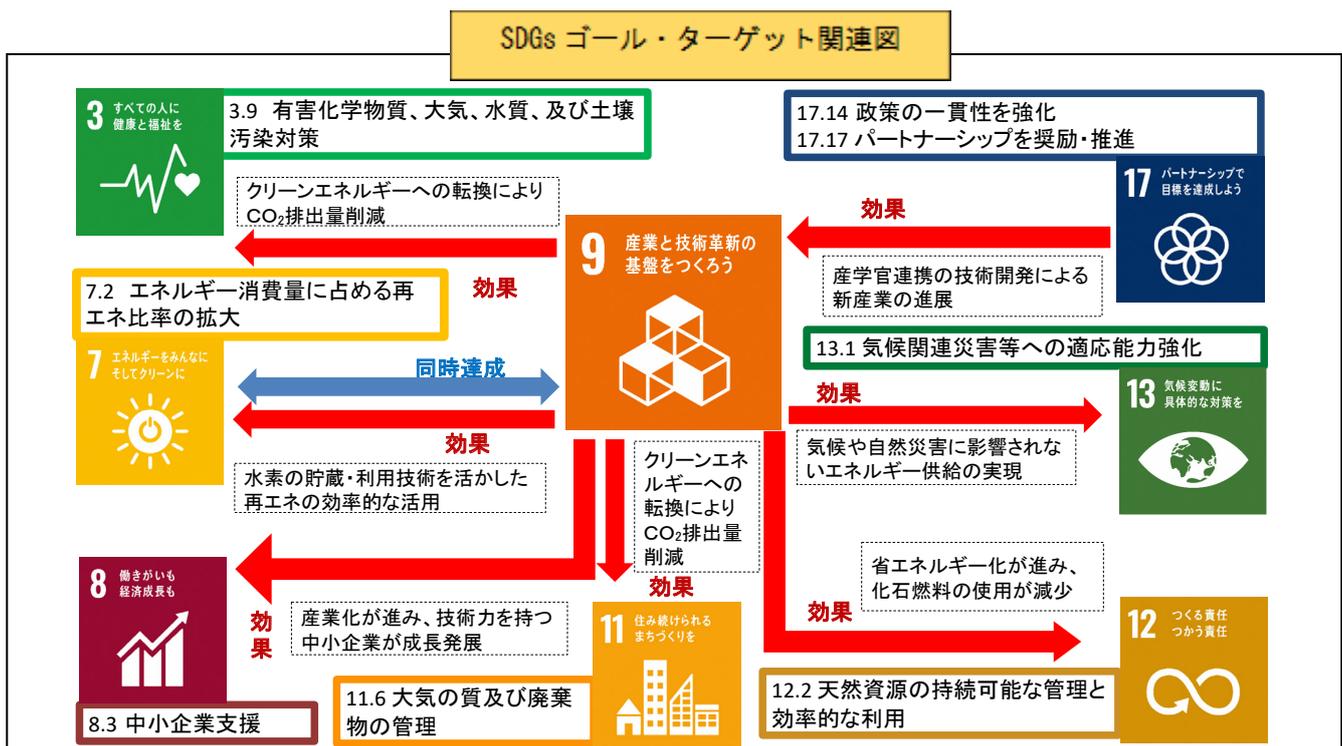


水素ステーション久留米

県独自の補助金等の活用により民間事業者の整備を促進しています。

2（2020）年3月には県南地域初の水素ステーションが久留米市に開設され、これにより、県内の水素ステーションは11か所となりました。

平成26（2014）年に地元産学官が一体となって設立した「ふくおかF C Vクラブ」を核に、今後もF C Vの普及と水素ステーションの整備を一体的に推進していきます。



1.4 地球温暖化対策ワークブックの作成と環境学習会の実施

環境政策課・教育庁教育振興部社会教育課

本県では、平成30（2018）年度から「地球温暖化対策ワークブック」の作成と、これを活用した環境学習会を実施しています。この取組は、地球温暖化を中心に環境問題について子どもたちが主体的に考え、行動することを促すとともに、子どもたちを通じた家庭における地球温暖化対策の取組を促進することを目的としています。

令和元（2019）年度は、小学校3・4年生を対象にしたワークブックを作成し、地球温暖化の原因や影響などについて解説するとともに、節電やごみの削減、自然災害への対応など、自分たちにできることを考える内容としました。

また、福岡県立の社会教育施設では、小学校3・4年生を対象に、ワークブックを活用した環境学習会を実施しました。この学習会では、約40名の児童が、地球温暖化に関する講話や海岸漂着物・間伐材を使った工作などをおして、環境問題について学びました。

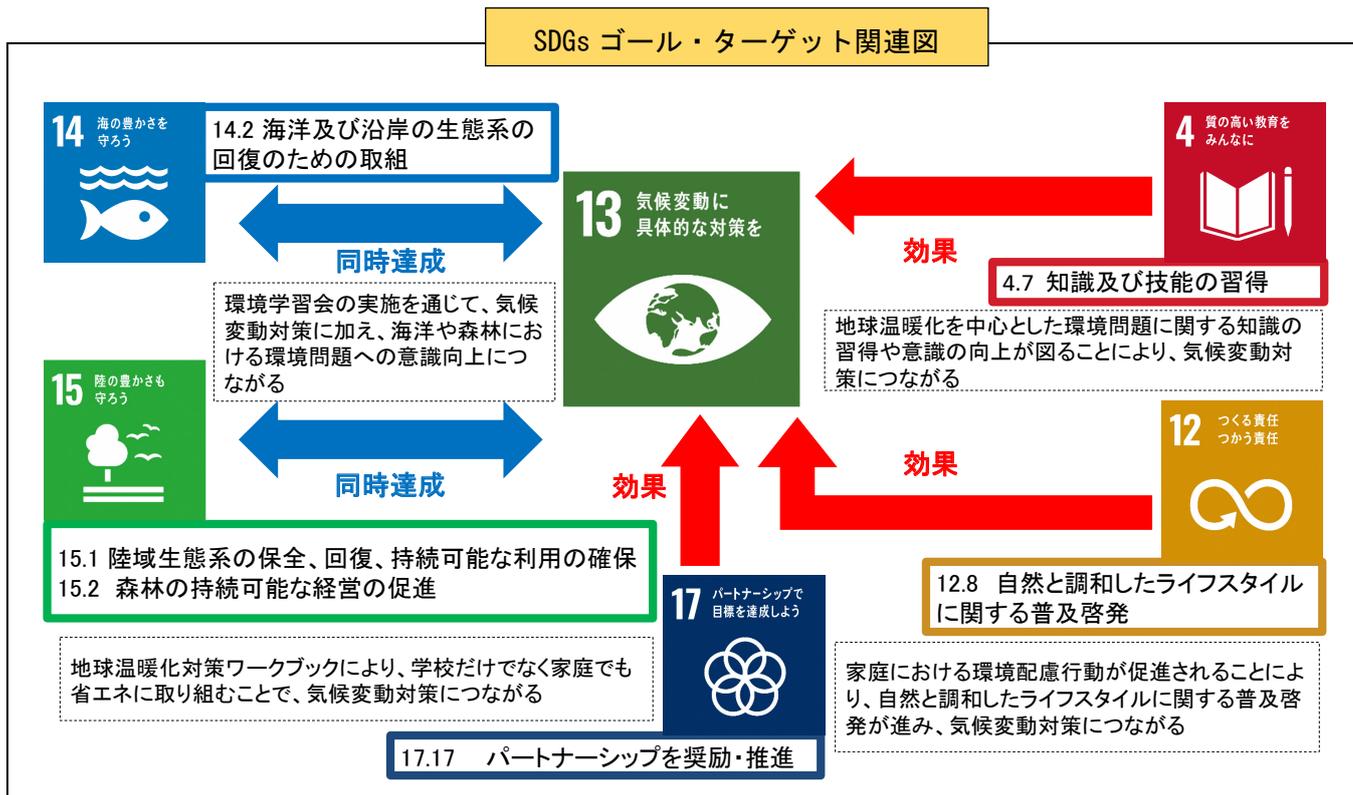
2（2020）年度は、中学生を対象としたワークブックを作成する予定です。



福岡県地球温暖化対策ワークブック
(小学校3・4年生用 令和元年度作成)



社会教育施設における環境学習会の様子



北九州市の取組



2019 北九州 SDGs 未来都市アワード

環境局総務政策部環境学習課

北九州市では、SDGs・ESD 活動者の意欲の向上と、本市のSDGs・ESD の更なる推進を図るため、平成 30(2018)年度に新設した「環境首都北九州 SDGs アワード ESD 表彰」を「北九州 SDGs 未来都市アワード」として改編し、北九州 ESD 協議会との協働により実施しています。

応募資格は、北九州市内を中心に SDGs の達成とそれを担う人づくり活動に取り組む学校・団体・企業の活動となっており、令和元(2019)年度は、学校、NPO・市民団体、企業等の幅広い主体から 42 件の応募があり、このうち 22 件 (SDGs 大賞 4、ESD 賞 4、SDGs 賞 11、奨励賞 3) を表彰しました。

今後も本表彰を通じて市内の SDGs・ESD 活動を見える化し、一層の普及と活動の活性化を図ります。



2019 北九州 SDGs 未来都市アワード 募集チラシ



NTT スマイルエナジー、エネット、北九州パワーと環境・SDGs に関する連携協定を締結

環境局環境経済部地域エネルギー推進課

北九州市は、(株)NTTスマイルエナジー、(株)エネット及び(株)北九州パワーと、環境・SDGs の分野においてお互いの強みを活かして連携して取り組むため、令和元(2019)年 5 月に協定を締結しました。

同市は「ジャパン SDGs アワード」特別賞受賞や SDGs 未来都市の選定など、自治体のトップランナーとして環境・SDGs に関する取組を推進してきました。再生可能エネルギーの導入拡大等、CO₂排出量の削減に寄与する事業を実施している前述の 3 社と連携することで、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの地産地消を図ります。また、取組をモデル化し、国内外に展開することで、日本及びアジア地域の環境・SDGs の更なる推進につなげていきたいと考えています。



連携協定締結式

福岡市の取組



高齢者見守り活動時の熱中症予防声かけ支援事業 環境局環境保全課

例年、福岡市では熱中症による救急搬送者数のうち高齢者が約4割を占め、その約半数は住居から搬送されています。また、地球温暖化の影響等により、今後熱中症のリスクはさらに増大することが予測されます。

そこで、福岡市では令和元(2019)年度から「適応策」の一環として、「高齢者見守り活動時の熱中症予防声かけ支援事業」に取り組み、高齢者向けの熱中症対策を行っています。具体的には、福岡市社会福祉協議会の地域ボランティアに啓発品(図1、2)を配布し、地域ボランティアが高齢者の自宅を訪問した際に啓発品を示しながら「エアコンを利用する」、「水分補給をする」等の熱中症予防行動をとるよう声かけすることで、高齢者の気づきを促し、自発的な予防行動に繋げることを目的としています。

また、パイロット事業として、7区から1校区ずつパイロット校区を選定し、当該校区のボランティア全員に暑さ指数計を配布し、暑さ指数計も活用した声かけ活動を実施しました。

声かけ活動実施後に、地域ボランティアを対象としたアンケート調査を行った結果、回答者の3割が活動中に「高齢者が熱中症になるおそれを感じた」と回答しました。また、活動を通じて、多くの高齢者が新たに「こまめに水分補給をする」、「エアコンを使用する」等の予防行動をとるようになりました(図3)。特に、パイロット校区のボランティアの回答者の85%が「高齢者が新たな熱中症予防行動をとるようになった」と回答しており、暑さ指数計を活用した声かけ活動が高齢者の行動変化に繋がりがやすいことが分かりました。

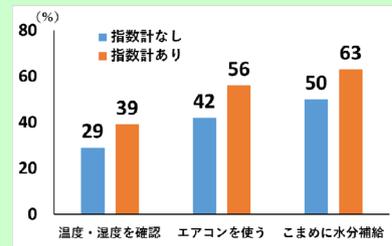
以上の結果から、暑さ指数計を活用した声かけが、高齢者の熱中症リスクの低減に有効であることが確認されたため、今後は本事業を市内全域へ展開することで、地域ボランティアによる高齢者への熱中症予防の声かけの輪を広げ、更なる高齢者の熱中症予防に繋げていく予定です。



〔図1〕熱中症予防チラシ



〔図2〕温度計付き熱中症予防カード



〔図3〕声かけ後の行動変化

※「啓発品(チラシ・カード・指数計)を活用した声かけにより、訪問先の方が新たにとるようになった予防行動はありましたか?」という設問に対する回答結果(複数選択可)

	合計 (内パイロット校区人数)
見守り対象者数	27,901人 (5,050人)
ボランティア数	7,315人 (706人)

〔図4〕事業参加人数
括弧内はパイロット校区人数を記載

大牟田市の取組



星空継続観察会（スターウォッチング）

環境部環境保全課

大牟田市では、光害の啓発のため昭和62(1987)年8月から継続して星空観察を行っています。近年は、市街地の明かりの影響が少ないリフレスおおむたで開催しています。観察会では、天体望遠鏡による季節の天体観察だけでなく、星空の観察を通じた夜空の明るさの判定や光害を理解するための簡単な室内模擬実験などを行っています。

長年にわたる光害の啓発等が評価され、令和元(2019)年には、「リフレスおおむた」が第31回「星空の街・あおぞらの街」全国協議会会長賞を受賞しました。

近年は、環境省の呼びかけに応じて「デジタルカメラによる夜空の明るさ調査」にも継続参加しており、観察会場周辺で天の川が見られることをデータからも確認しています。



観察の注意点など座学の様子



天体望遠鏡による星の観察

久留米市の取組



くるめエコめいと事業

環境部環境政策課

久留米市では、令和元(2019)年度から、市が実施する環境関連イベントや講座で、市職員と一緒に啓発活動を行うスタッフを「くるめエコめいと」として登録する制度を始めました。

これまでの「聴く側」「受ける側」から「話す側」「伝える側」になってもらうことで、エコ活動に取り組む市民の輪が広がることを目指しています。

登録された方は、学童保育所向け環境教室で紙芝居の読み聞かせをしたり、生物多様性クイズのお手伝いをしたり、子どもたちと触れ合いながら、様々な分野で活動されています。

「子どもが好きで余暇に何かしたいと登録しましたが、自分の都合がつくときに参加できて、環境についても学べるので、また参加してみたいです。」といった感想もいただいています。(元(2019)年度実績：登録者24名、延べ活動人数20名)



環境教室での紙しばい読み聞かせ



「くるめ環境フェア」緑のカーテン講習会でのゴーヤ苗配布

久留米市の取組



「環境交流プラザサポーター」の育成と環境啓発 環境部施設課

久留米市では、環境啓発の拠点施設として平成 28(2016)年 4月に環境交流プラザがオープンしました。

市民の方との協働により環境学習を推進するため、館内で活動する環境ボランティア「環境交流プラザサポーター」を育成し、環境啓発事業を実施しています。

具体的には、①ごみ処理施設の見学に来られた方の案内、②来館者への展示の解説、③イベント・講座の企画や実施、④イベント等のサポートを行っています。30(2018)年度からは、「出張環境交流プラザ」と題して、市内のイベントに出展してワークショップの開催や、地域へ出向いてごみの分別の出前授業を行うなど、活動の場を広げています。

(令和元(2019)年度末 サポーター登録数 35人)



夏休みイベント
「もったいないおぼけやしき」



出張環境交流プラザ
「牛乳パックの小物入れ」
ワークショップ

直方市の取組



環境カレンダーへの挑戦

上下水道・環境部環境整備課

直方市では、第2次直方市環境保全行動計画の重点プロジェクトの一つとして、平成 27(2015)年度から、市内の小学 4年生を対象に、環境カレンダーを家族と一緒に取り組み、自ら作成することで CO₂削減意識の向上と地球温暖化防止について主体的に考えるきっかけづくりの取組を続けています。

夏期の間、毎日、8つの項目を確認・実行することで、削減できる CO₂の具体的な量を可視化し、記録していきます。環境カレンダー記入完了後、一人ひとりの CO₂の削減量に応じて、参加した小学生全員に認定証を発行し、クラスごとには CO₂削減証明書を発行します。

来年度以降は、重点プロジェクトにおいて、環境授業の拡充と質の向上・環境教育の対象者の拡大を検討しており、一層の環境意識への向上を図っていきます。



CO₂削減認定証

田川市の取組

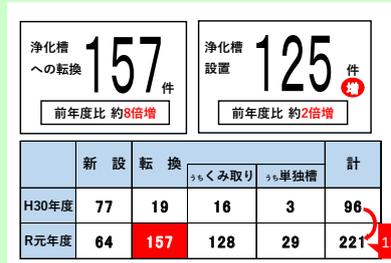


『田川方式』による合併処理浄化槽の推進

生活環境部環境対策課

田川市では、河川などの水質汚濁の原因となる「くみ取り便槽」や「単独処理浄化槽」を早急に合併処理浄化槽へ『転換』し、その機能をきちんと発揮できるように、令和元(2019)年度から独自の合併処理浄化槽整備事業を開始しました。

事業開始後、元(2019)年度の補助金利用による浄化槽設置件数は前年度と比べ2倍以上となっており、そのうち『転換』件数は157件であり、前年度の8倍以上のスピードで汚水処理が進むなど、多くの方が補助制度を利用して合併処理浄化槽を設置したことで汚水処理の取組は大きく前進しました。今後も、啓発等により合併処理浄化槽の整備を進め、身の回りの水環境を守っていくことで、美しいふるさとの川を取り戻したいと考えています。



令和元(2019)年度の実績

主な補助対象項目	新設	転換			計	
		すべての人	くみ取り	単独槽		
建物用途	専用住宅	すべての人				
人 数	10人以下					
本数工事	補助対象外	令和元~5年度	令和6~8年度	令和9~10年度		
		5人槽	33.2万円	83.2万円	63.2万円	43.2万円
		6・7人槽	41.4万円	91.4万円	71.4万円	51.4万円
		8~10人槽	54.0万円	104.0万円	84.0万円	64.0万円
		11~20人槽		143.9万円	123.9万円	103.9万円
		21~30人槽		197.2万円	177.2万円	157.2万円
		31~50人槽		253.7万円	233.7万円	213.7万円
		51人以上		282.6万円	262.6万円	242.6万円
概去・配管		[くみ取り便槽] 概去: 6万円、配管: 14万円 [単独処理浄化槽] 概去: 9万円、配管: 30万円			125増	

財政支援の内容

古賀市の取組



古賀市ごみ減量化推進最優良事業所の表彰

市民部環境課

古賀市では、一般廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用その他の減量化に積極的に取り組んでいる市内の事業所を「古賀市ごみ減量化推進優良事業所」として、認定しています。

令和元(2019)年度には、過去2年間で「優良事業所」として認定した市内9事業所のうち、3事業所を「最優良事業所」として表彰を行いました。

今後も「優良事業所」の認定を継続して行いつつ、おおむね3年に1回の頻度で、顕著な取組を行う事業所を「最優良事業所」として表彰を行います。この活動を通して被認定事業所の更なる活動の活発化のみならず、他の事業所及び市民のごみ減量の意識向上を図ります。



表彰式の様子



表彰プレート

古賀市の取組



グリーンカーテンを通じて学ぶ地球環境

市民部環境課

古賀市では、平成26(2014)年度から小学4年生を対象にツルレイシ（ゴーヤ）のグリーンカーテンの育成を通じて地球温暖化について学ぶ授業を、希望する小学校と市民ボランティアと連携して実施してきました。令和元(2019)年度には、市内にある8校全ての小学校で、年間4回の授業を行い、グリーンカーテンの効果や地産地消、旬、COOL CHOICEなど、地球温暖化に関わる様々なことを学びました。2(2020)年度も引き続き市内全小学校でグリーンカーテンの育成を軸に地球環境を学ぶ授業を年間4回行っています。今年度は地球温暖化（気候変動）の影響を学び、自分できることを考える授業に加え、ダンボールコンポストを活用して資源を循環させる取組を体験したり、SDGsについても学べる授業を実施する予定です。



苗植えと地球温暖化の授業



資源循環（ダンボールコンポスト）の授業

福津市の取組



環境フォーラムinふくつ

地域振興部うみがめ課

福津市は、地球環境問題の啓発、地域や環境にやさしい取組の紹介、様々な主体との共働を目的として環境フォーラムを大型商業施設にて毎年開催しています。地域の郷づくり推進協議会や市内で環境保全活動に取り組んでいる市民団体、県立水産高校・光陵高校等とポスター展示や体験イベントなどを行いながら共働で取り組んでいます。

15回目となる令和元(2019)年度は、福津市の魅力でもある豊かな自然と暮らしをテーマに海洋プラスチックごみ問題について体験を通じた啓発や豊かな自然からの恵みを体感できるイベントを行いました。福津市はアカウミガメが産卵にやってくる場所でもあります。この豊かな自然環境を未来へ引き継いでいくために、様々な環境問題について市民へ啓発を行っています。



魚釣りをしながら海ごみを考える体験イベント



津屋崎干潟の啓発展示

岡垣町の取組



児童自然体験学習（水中生物で水質を調査）

住民環境課

岡垣町では、町内に5校ある全ての小学4年生を対象に、学校近くの河川や海岸の水質を調べる児童自然体験学習を実施しています。令和元(2019)年度は5月27日から6月18日までの間で、それぞれの学校ごとに児童たちが河川や海岸で水中生物を採取して学校に持ち帰り、捕まえた生物の種類や数などからその場所が、きれいな水質なのか、そうでないのかを調べました。

子どもたちからは「いろんな種類の生き物を知ることができて楽しかった」「川を大切にして『きれいな水』に住む生物を増やしていきたい」「海の水がきれいだったので、ごみ拾い等の活動に参加して、もっと海をきれいにしたい」という感想があり、身近にある河川や海岸、生物に親しみを持つことで、自然環境を大切にする意識啓発にも繋がっています。



川で生物を捕まえる子どもたち



海で生物を探す子どもたち

大木町の取組



循環のまちづくり町民ガイド

環境課

大木町では、平成18(2006)年11月に始まった生ごみ分別や、20(2008)年3月に公表した町独自のゼロ・ウェイスト宣言である「大木町もったいない宣言」により、これまで費用をかけて処分していた「ごみ」を「資源」として地域で循環させる取組を住民と一体となって行っています。19年(2007)年以降、年間約200件、平均3,100名以上の方が本町へ視察に訪れています。そこで、令和元(2019)年度に町が目指す「循環のまちづくり」に関する知識と技能を身につけ、環境教育や環境保全活動のリーダー、おおき循環センターや環境プラザの視察、マスメディアへの取材対応などを担う「循環のまちづくり町民ガイド育成事業」を実施しました。

元(2019)年9月から7名のガイドが住民目線で自らの実体験を交えながら、視察等を通し「大木町」の良さを内外に発信しています。



ガイド視察対応の様子



ガイド育成講座の様子